

乗り入れブロックを撤去すると段差ができて乗り入れができない



切り下げ工事で乗り入れ可能に



切り下げ工事を行い安全に乗り入れができるようにしましょう！



車の乗り入れのため、段差を解消する必要のある場合は、工事前に道路管理者（道路課またはお近くの総合支所産業建設課）に申請をお願いします。承認を得てから「切下げ工事」を施工（申請者負担）し、「乗り入れブロック」などは撤去をお願いします。

車の乗り入れ

特集

# それは危ない行為かも？

## 道路に物を置くことの危険性

道路上に車の乗り入れのためのブロックやプランターなどを許可なく設置している場面を見かけます。これらの行為は道路を狭め、事故の原因にもなるため大変危険です。また、設置物が原因で事故が発生すると、損害賠償責任が生じる場合があります。安全な通行のために、みなさんのご協力をお願いします。

### 道路に物を置くとこんな危険が……

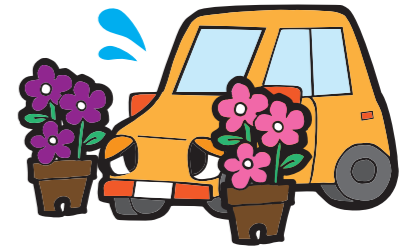
■除雪作業の支障に



■自転車事故の原因に



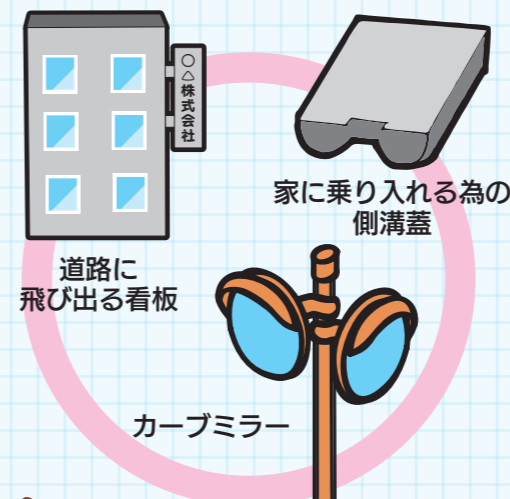
■道路が狭まりトラブルの原因に



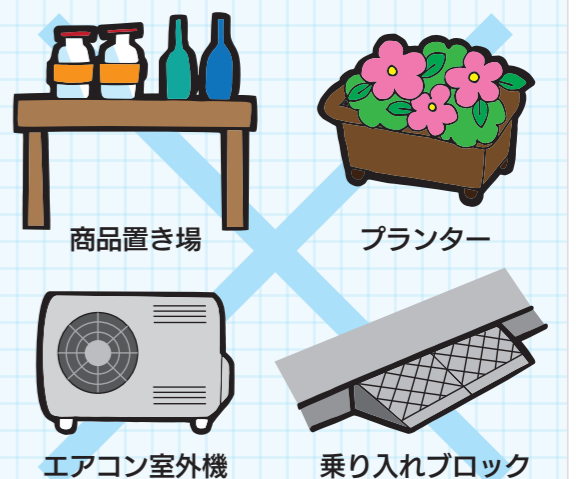
損害賠償を請求される場合もあります

道路交通の安全の為に撤去していただくようよろしくお願いいたします

### 申請すれば設置できるもの



### 申請しても設置できないもの



※その他法令に記載されている物

※その他法令に記載されていない物

※申請方法や個別の詳細については、道路課またはお近くの総合支所産業建設課までご相談ください。

側溝清掃は、原則、地元町内会で清掃していただくようお願いしています。側溝清掃に必要な蓋上げ機や道具は道路課で貸出しを行っていますので活用ください。なお、側溝清掃などで出たごみは、市で回収しますので道路課またはお近くの総合支所産業建設課までご連絡ください。

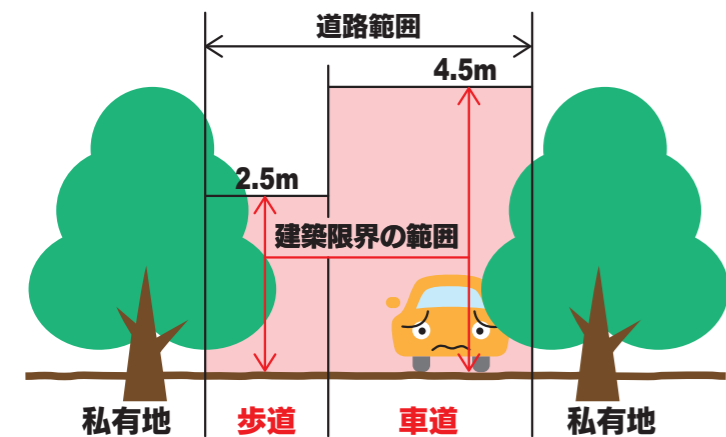
側溝清掃のお願い

◎よくある質問 Q 申請をすれば工事をしてもらえますか？

A 申請者自身が施工業者などに頼んで工事をしていただく必要があり、費用も申請者が全額負担していただく必要があります。

Q 基準などはありますか？

A 歩道のある場所に関しては、宅地であれば1カ所の切り下げが6cmまで可能です。その他にも基準がありますので、道路課もしくはお近くの総合支所産業建設課までご相談ください。



生垣や植栽 道路まで伸びてしまった枝などは、道幅を狭めてしまい、事故などの原因になる恐れがありますので、お手入れをしていただくようご協力をお願いします。 ※私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、倒木などの緊急時を除き、市で勝手に剪定することはできません。

生垣や植栽

0857-851049	青谷町総合支所産業建設課	0857-842598	鹿野町総合支所産業建設課	0857-823154	気高町総合支所産業建設課	0858-890215	佐治町総合支所産業建設課	0858-873786	用瀬町総合支所産業建設課	0858-85763115	河原町総合支所産業建設課	0857-743714	福部町総合支所産業建設課	0857-273064	国府町総合支所産業建設課	0857-203956	本庁舎道路課	0857-308351
-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------------	---------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------------	-------------	--------	-------------